

平成 28 年 4 月 26 日

参 考 資 料

住民監査請求の結果について

(「県議会議員 1 名に係る政務調査費及び政務活動費」に関する件)

鎌倉市扇ガ谷 4 丁目 6 番 6 号在住の岩田 薫氏から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

なお、監査の結果の概要をまとめましたので、併せて添付いたします。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 請求書を文書收受した日 | 平成 28 年 2 月 26 日 |
| 2 請 求 人 | 岩田 薫 |
| 3 請求結果の決定日 | 平成 28 年 4 月 25 日 |
| 4 請求結果の概要等 | 別紙のとおり |

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

副事務局長兼課長 西

副課長 長谷川

電 話 045(285)5053 ~ 4

住民監査請求の結果の概要

(「県議会議員 1 名に係る政務調査費及び政務活動費」に関する件)

1 監査の結果

平成 28 年 2 月 26 日に受理した 5 件の住民監査請求について、同一の理由に基づくものであるため、併合して監査を行い、監査委員の合議により、平成 28 年 4 月 25 日に、「中村省司県政レポート」と題した紙（以下「県政レポート」という。）の印刷代の返還請求を求めることについては、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却し、ホームページ開設維持経費の返還請求を求めることについては、本件監査請求時点において、対象となる財務会計行為は存在していないため、却下した。

2 請求の要旨

神奈川県議会議員中村省司議員（平成 27 年 12 月 2 日に自由民主党神奈川県議会議員団（以下「自民党県議団」という。）を離団し、現在は神奈川絆の会所属。）が、政務調査費及び政務活動費（以下「政務調査費等」という。）を充当した平成 22 年 10 月から平成 26 年 3 月までのホームページ開設維持経費に係る領収書は偽造されたものであり業務の実態がなく、また、平成 22 年 6 月から平成 23 年 4 月までの「県政レポート」印刷に係る領収書は架空のものであり「県政レポート」が作成・配布された事実がないにもかかわらず、議会局経理課長が中村議員に対してそれぞれ返還請求権を行使していないことが、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるため、議会局経理課長に対して返還を請求する措置を求める。

3 判断の理由

ホームページ開設維持及び「県政レポート」印刷のための支出が政務調査費等の対象となっており、実際に支出が行われたか否かを確認するために、自民党県議団、中村議員及び石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行った。

(1) ホームページ開設維持経費

ホームページ開設維持経費については、自民党県議団は前回監査結果通知の公表を受け、平成 22 年 10 月以降のホームページ開設維持経費を政務調査費等の支出対象から削除、修正した政務調査費等の収支報告書を平成 27 年 12 月 21 日に議長に提出しており、本件住民監査請求時点においては、監査の対象となる財務会計行為は存在していない。

(2) 「県政レポート」印刷代

「県政レポート」の印刷代については、石井印刷株式会社代表取締役から、印刷代金を受け取って領収書を作成しており、会社の売上げに計上していなかった当該

代金については、会社の売上計上漏れとして法人税等の修正申告を行った旨の説明が、資料の提示とともにあった。

したがって、「県政レポート」印刷に係る支出を否定する事実は確認できないことから、当該支出にかかる返還請求権の存在は認められないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

(請求人)
岩田 薫 様

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	茅 野 誠

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成28年2月26日に受理した同日付け住民監査請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求のうち、「中村省司県政レポート」と題した紙 (以下「県政レポート」という。) の印刷代の返還請求を求めることについては棄却し、ホームページ作成維持経費の返還請求を求めることについては却下する。

第2 請求の内容

請求人から平成 28 年 2 月 26 日付けで提出された 5 件の住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) は、同一の趣旨で、その内容は次のとおりである。

1 請求人から提出された平成28年2月26日付け請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」及び「請求の理由」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

(1) 平成22年の政務調査費に関する請求書の内容

ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課の課長森清司 (当時) は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成 22 年 10 月から 12 月にかけて、毎月 16 日に指定された銀行口座に神奈川県の予算から 530,000 円を政務調査費 (現在政務活動費) の名目で振り込んできたが、当時自民党所属の中村省司はこのうちから同 22 年 10 月 30 日、同 11 月 30 日、同 12 月 28 日に、各 45,000 円ずつ計 135,000 円を、実態のない HP 作成費名目で詐取したものである。同中村は「政務調査費支出伝票」を会派を通して経理課長に提出しているが、各 50,000 円の領収書は、事務員によってすべて偽造されたものである。よって、議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

同様にして、自民党会派所属の中村省司は、受け取った上記の政務調査費の

金員のうちから、平成22年6月30日に646,380円、同9月20日に595,350円の計1,241,730円を、実態のない県政レポート印刷代金名目で詐取したものである。こちらも、会派を通して「政務調査費支出伝票」を経理課長に提出しているが、添付された領収書はすべて架空のものである。よって、前記の金員の返還の措置を取るよう議会局経理課長に求める。

イ 請求の理由

請求人は、平成27年3月4日付け、同月16日付け、ならびに10月5日の3件の監査請求を提起している。これらの請求に対して、同4月30日付け、同12月3日付けで結果の通知が出された。その中で、監査委員は、前記HP作成費について「支出の事実は認められず、領収書は事実に基づくものとは認められない」と認定している。さらにHPを作成したとされる会社から「平成22年9月発行の領収書が最終であり、それ以降の領収書については不知である」との証言を得ている。これらの事実から、本件の請求に記載したHP作成費はまったく架空の支出であったものと考ええる。

また、監査結果を踏まえ、自民党神奈川県議会議員団は平成27年12月21日付けで前記HP作成費をすべて削除した内容の政務調査費収支報告書の修正届を議会局経理課に提出している。このことも、詐取の事実を裏づけている。

一方、県政レポート印刷代については印刷会社代表取締役が前記監査委員に対して「領収書を作成したが、会社の売上には計上せず、個人の収入とした」「印刷を裏づける資料は作成していない」と証言している。請求人は鎌倉市民の多くから「該当する県政レポートを見た記憶がない」との証言を得ている。また、当時の中村事務所に出入りしていた者から「県政レポートは見本の1部だけを中村と事務員でワープロを使って作成し、印刷していない」との証言を得た。よって、県政レポート印刷代も架空のものであったと考える次第である。

請求人が前記の事実を確認できたのは、監査請求の結果が出た平成27年4月30日ならびに12月3日である。よって地方自治法の定める1年を経過した支出であっても請求を求めることができる「正当な理由」に該当すると考える。議会局経理課長は返還請求を怠ってきたのであるから、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であると考えられる次第である。

(2) 平成23年の政務調査費に関する請求書の内容

ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課の課長森清司（当時）は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成23年1月から12月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に神奈川県予算から530,000円を政務調査費（現在政務活動費）の名目で振り込んできたが、当時自民党所属の中村省司はこのうちから同23年1月31日、2月28日、3月31日、4月30日、5月31日、6月30日、7月30日、8月31日、9月30日、10月31日、11月30日、12月28日に、各45,000円ずつ、計540,000円を、実態のないHP作成費名目で詐取したものである。同中村は「政務調査費支出伝票」を会

派を通して経理課長に提出しているが、各50,000円の領収書は、事務員によってすべて偽造されたものである。よって、議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

同様にして、自民党会派所属の中村省司は、受け取った上記の政務調査費の金員のうちから、平成23年4月20日に212,625円を、実態のない県政レポート印刷代金名目で詐取したものである。こちらも、会派を通して「政務調査費支出伝票」を経理課長に提出しているが、添付された領収書すべて架空のものである。よって、前記の金員の返還の措置を取るよう議会局経理課長に求める。

イ 請求の理由

請求人は、平成27年3月4日付け、同月16日付け、ならびに10月5日の3件の監査請求を提起している。これらの請求に対して、同4月30日付け、同12月3日付けで結果の通知が出された。その中で、監査委員は、前記HP作成費について「支出の事実は認められず、領収書は事実に基づくものとは認められない」と認定している。さらにHPを作成したとされる会社から「平成22年9月発行の領収書が最終であり、それ以降の領収書については不知である」との証言を得ている。これらの事実から、本件の請求に記載したHP作成費はまったく架空の支出であったものと考ええる。

また、監査結果を踏まえ、自民党神奈川県議会議員団は平成27年12月21日付けで前記HP作成費をすべて削除した内容の政務調査費収支報告書の修正届を議会局経理課に提出している。このことも、詐取の事実を裏づけている。

一方、県政レポート印刷代については印刷会社代表取締役が前記監査委員に対して「領収書を作成したが、会社の売上には計上せず、個人の収入にした」「印刷を裏づける資料は作成していない」と証言している。請求人は鎌倉市民の多くから「該当する県政レポートを見た記憶がない」との証言を得ている。また、当時の中村事務所に出入りしていた者から「県政レポートは見本の1部だけを中村と事務員でワープロを使って作成し、印刷していない」との証言を得た。よって、県政レポート印刷代も架空のものであったと考える次第である。

請求人が前記の事実を確認できたのは、監査請求の結果が出た平成27年4月30日ならびに12月3日である。よって地方自治法の定める1年を経過した支出であっても請求を求めることができる「正当な理由」に該当すると考える。議会局経理課長は返還請求を怠ってきたのであるから、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であると考えられる次第である。

(3) 平成24年の政務調査費に関する請求書の内容

ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課の課長森清司（当時）は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成24年1月から12月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に神奈川県予算から530,000円を政務調査費（現在政務活動費）の名目で振り込んできたが、当時自民党所属の中村省司はこのうちから2

4年1月31日、2月28日、3月30日、4月28日、5月31日、6月30日、7月31日、8月31日、9月29日、10月31日、11月22日、12月22日に、各45,000円ずつ、計540,000円を、実態のないHP作成費名目で詐取したものである。同中村は「政務調査費支出伝票」を会派を通して経理課長に提出しているが、各50,000円の領収書は、事務員によってすべて偽造されたものである。よって、議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

イ 請求の理由

請求人は、平成27年3月4日付け、同月16日付け、ならびに10月5日の3件の監査請求を提起している。これらの請求に対して、同4月30日付け、同12月3日付けで結果の通知が出された。その中で、監査委員は、前記HP作成費について「支出の事実は認められず、領収書は事実に基づくものとは認められない」と認定している。さらにHPを作成したとされる会社から「平成22年9月発行の領収書が最終であり、それ以降の領収書については不知である」との証言を得ている。これらの事実から、本件の請求に記載したHP作成費はまったく架空の支出であったものと考ええる。

また、監査結果を踏まえ、自民党神奈川県議会議員団は平成27年12月21日付けで前記HP作成費をすべて削除した内容の政務調査費収支報告書の修正届を議会局経理課に提出している。このことも、詐取の事実を裏づけている。

請求人が前記の事実を確認できたのは、監査請求の結果が出た平成27年4月30日ならびに12月3日である。よって地方自治法の定める1年を経過した支出であっても請求を求めることができる「正当な理由」に該当すると考える。議会局経理課長は返還請求を怠ってきたのであるから、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であると考え次第である。

(4) 平成25年の政務調査費及び政務活動費に関する請求書の内容

ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課の元課長森清司（平成25年3月まで）ならびに前課長濱野潔（25年4月～）は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に、平成25年1月から12月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に神奈川県の予算から530,000円を政務調査費（現在政務活動費）の名目で振り込んできたが当時自民党所属の中村省司はこのうちから25年1月25日、2月25日、3月25日、4月25日、5月24日、6月25日、7月25日、8月24日、9月25日、10月25日、11月25日、12月26日に、各45,000円ずつ、計540,000円を、実態のないHP作成費名目で詐取したものである。同中村は「政務調査費支出伝票」を会派を通して経理課長に提出しているが、各50,000円の領収書は、事務員によってすべて偽造されたものである。よって、議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

イ 請求の理由

請求人は、平成27年3月4日付け、同月16日付け、ならびに10月5日の3件の監査請求を提起している。これらの請求に対して、同4月30日付け、同12月3日付けで結果の通知が出された。その中で、監査委員は、前記HP作成費について「支出の事実は認められず、領収書は事実に基づくものとは認められない」と認定している。さらにHPを作成したとされる会社から「平成22年9月発行の領収書が最終であり、それ以降の領収書については不知である」との証言を得ている。これらの事実から、本件の請求に記載したHP作成費はまったく架空の支出であったものとする。

また、監査結果を踏まえ、自民党神奈川県議会議員団は平成27年12月21日付けで前記HP作成費をすべて削除した内容の政務調査費収支報告書の修正届を議会局経理課に提出している。このことも、詐取の事実を裏づけている。

請求人が前記の事実を確認できたのは、監査請求の結果が出た平成27年4月30日ならびに12月3日である。よって地方自治法の定める1年を経過した支出であっても請求を求めることができる「正当な理由」に該当すると考える。議会局経理課長は返還請求を怠ってきたのであるから、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であるとする次第である。

(5) 平成26年の政務活動費に関する請求書の内容

ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課の前課長濱野潔は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成26年1月から3月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に神奈川県の予算から530,000円を政務調査費（現在政務活動費）の名目で振り込んできたが当時自民党所属の中村省司は、このうちから、26年1月25日、2月25日、3月25日に、各45,000円ずつ、計135,000円を、実態のないHP作成費名目で詐取したものである。同中村は「政務調査費支出伝票」を会派を通して経理課長に提出しているが、各50,000円の領収書は、事務員によってすべて偽造されたものである。よって、議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

イ 請求の理由

請求人は、平成27年3月4日付け、同月16日付け、ならびに10月5日の3件の監査請求を提起している。これらの請求に対して、同4月30日付け、同12月3日付けで結果の通知が出された。その中で、監査委員は、前記HP作成費について「支出の事実は認められず、領収書は事実に基づくものとは認められない」と認定している。さらにHPを作成したとされる会社から「平成22年9月発行の領収書が最終であり、それ以降の領収書については不知である」との証言を得ている。これらの事実から、本件の請求に記載したHP作成費はまったく架空の支出であったものとする。

また、監査結果を踏まえ、自民党神奈川県議会議員団は平成27年12月21日付けで前記HP作成費をすべて削除した内容の政務調査費収支報告書の修正届を議会局経理課に提出している。このことも、詐取の事実を裏づけている。

請求人が前記の事実を確認できたのは、監査請求の結果が出た平成27年4月30日ならびに12月3日である。よって地方自治法の定める1年を経過した支出であっても請求を求めることができる「正当な理由」に該当すると考える。議会局経理課長は返還請求を怠ってきたのであるから、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であると考え次第である。

2 請求人

氏名 岩田 薫

住所 神奈川県鎌倉市扇ガ谷4丁目6番6号

3 請求人から提出された事実を証する書面

(1) 平成22年の政務調査費に関して提出された書面

資料1 平成22年6月30日から同年12月28日までの政務調査費支出伝票の写し(資料作成費2枚、広報・広聴費3枚)

資料2 「県政レポート」(平成22年6月20日発行、同年9月20日発行)の写し

資料3 平成27年12月21日付け自由民主党神奈川県議会議員団の政務調査費収支報告書(平成22年4月から平成23年3月まで)の写し

(2) 平成23年の政務調査費に関して提出された書面

資料1 平成23年1月31日から同年12月28日までの政務調査費支出伝票の写し(資料作成費1枚、広報・広聴費12枚)

資料2 平成27年12月21日付け自由民主党神奈川県議会議員団の政務調査費収支報告書(平成22年4月から平成23年3月まで、平成23年4月、平成23年5月から平成24年3月まで)の写し

(3) 平成24年の政務調査費に関して提出された書面

資料1 平成24年1月31日から同年12月22日までの政務調査費支出伝票の写し(広報・広聴費12枚)

資料2 平成27年12月21日付け自由民主党神奈川県議会議員団の政務調査費収支報告書(平成23年5月から平成24年3月まで、平成24年4月から平成25年2月まで)の写し

(4) 平成25年の政務調査費及び政務活動費に関して提出された書面

資料1 平成25年1月25日から同年2月25日までの政務調査費支出伝票の写し(広報・広聴費2枚)及び同年3月25日から同年12月26日までの政務活動費支出伝票の写し(広報・広聴費10枚)

資料2 平成27年12月21日付け自由民主党神奈川県議会議員団の政務調査費収支報告書(平成24年4月から平成25年2月まで)の写し及び同日付け同議員団の政務活動費収支報告書(平成25年3月、平成25年4月から平成26年3月まで)の写し

(5) 平成26年の政務活動費に関して提出された書面

資料1 平成26年1月25日から同年3月25日までの政務活動費支出伝票の写し（広報・広聴費3枚）

資料2 平成27年12月21日付け自由民主党神奈川県議会議員団の政務活動費収支報告書（平成25年4月から平成26年3月まで）の写し

第3 監査委員の除斥

本件監査請求において、小川久仁子監査委員は、本件請求の対象となる政務調査費及び政務活動費（以下「政務調査費等」という。）が交付された当時、請求対象議員と同一会派であったため、法第199条の2の規定により除斥された。

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年2月26日付けをもって受理した。

第5 監査の実施

請求人から提出された5件の請求書は、同一の理由に基づくものであり、これら5件の請求を併合して監査することとした。

1 監査対象事項

法第242条第4項は、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」があると認められる場合は、必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない旨を定めている。これを踏まえ、請求人が主張する中村省司神奈川県議会議員（以下「中村議員」という。）による次の支出（以下「本件支出」という。）について、神奈川県議会局職員が管理すべき財産として、返還請求権が存在しているか否かを監査対象事項とした。

本件支出一覧

区分	支出年月日	支出額（円）	経費区分
平成22年度 政務調査費	平成22年10月30日	45,000	広報、広聴費
	平成22年11月30日	45,000	
	平成22年12月28日	45,000	
	平成23年1月31日	45,000	
	平成23年2月28日	45,000	
	平成23年3月31日	45,000	
	小計	270,000	
	平成22年6月30日	646,380	資料作成費
	平成22年9月20日	595,350	
	小計	1,241,730	
合計	1,511,730		
平成23年度 政務調査費	平成23年4月30日	45,000	広報、広聴費
	平成23年4月20日	212,625	資料作成費

(4月分)	合計	257,625	
平成23年度 政務調査費 (5月～3月分)	平成 23 年 5 月 31 日	45,000	広報、広聴費
	平成 23 年 6 月 30 日	45,000	
	平成 23 年 7 月 30 日	45,000	
	平成 23 年 8 月 31 日	45,000	
	平成 23 年 9 月 30 日	45,000	
	平成 23 年 10 月 31 日	45,000	
	平成 23 年 11 月 30 日	45,000	
	平成 23 年 12 月 28 日	45,000	
	平成 24 年 1 月 31 日	45,000	
	平成 24 年 2 月 28 日	45,000	
	平成 24 年 3 月 30 日	45,000	
	合計	495,000	
	平成24年度 政務調査費	平成 24 年 4 月 28 日	
平成 24 年 5 月 31 日		45,000	
平成 24 年 6 月 30 日		45,000	
平成 24 年 7 月 31 日		45,000	
平成 24 年 8 月 31 日		45,000	
平成 24 年 9 月 29 日		45,000	
平成 24 年 10 月 31 日		45,000	
平成 24 年 11 月 22 日		45,000	
平成 24 年 12 月 22 日		45,000	
平成 25 年 1 月 25 日		45,000	
平成 25 年 2 月 25 日		45,000	
合計		495,000	
平成24年度 政務活動費		平成 25 年 3 月 25 日	45,000
	合計	45,000	
平成25年度 政務活動費	平成 25 年 4 月 25 日	45,000	広報、広聴費
	平成 25 年 5 月 24 日	45,000	
	平成 25 年 6 月 25 日	45,000	
	平成 25 年 7 月 25 日	45,000	
	平成 25 年 8 月 24 日	45,000	
	平成 25 年 9 月 25 日	45,000	
	平成 25 年 10 月 25 日	45,000	
	平成 25 年 11 月 25 日	45,000	
	平成 25 年 12 月 26 日	45,000	
	平成 26 年 1 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 2 月 25 日	45,000	

	平成 26 年 3 月 25 日	45,000	
	合計	540,000	

2 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述を行った。

(1) 証拠の提出

請求人から次の証拠の提出があった。

資料1 「中村省司県議の告発について」と題した書面

資料2 平成28年3月12日付け朝日新聞朝刊記事「政務活動費、返還請求を命令」の写し

資料3 平成28年1月26日付け朝日新聞夕刊記事「110議会のうち31議会「不適正」」の写し

資料4 平成28年2月3日付け横浜地方裁判所第1民事部合議A係への平成27年（行ウ）第25号神奈川県議会議員政務活動費不正受給確認請求事件の準備書面(3)の写し

資料5 平成28年2月12日付け横浜地方検察庁特別刑事部への告発状の写し

(2) 陳述の内容

請求人は、平成28年3月16日（水）に、神奈川県横浜合同庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった。

本件の監査請求は、これまで過去2回、監査を請求をさせていただいておりますが、3件目に当たります。本日追加で資料を出させていただきましたが、その中に「中村省司県議の告発について」と書いたA4の1枚の紙があると思っておりますが、この中で、既に刑事事件として告発しておりますけれども、平成27年3月3日付けの告発、それから平成27年12月7日付けの告発、この2つについては、やはり監査請求を提起いたしまして、結果をいただいております。本日5件についての請求をいたしましたのは、一番下にあります平成28年2月12日付けで告発した案件と同じ額面のものであります。これは、2月23日に受理されておりまして、検察官において今捜査が行われていると聞いております。ということで、捜査機関に告発をした3件のものと監査請求が連動しているということをご承知置きいただければと思います。なお、この中の3月3日付けの告発に関しては、行政訴訟としても提起しておりまして、今横浜地方裁判所で審理が行われています。ということで、これもご承知置きいただければと思います。本日追加しました資料のうち、恐縮でございますが告発状に関しまして、2頁目と3頁目に2行ほど欠落しておりまして、この訂正の方の写しを忘れたもので、これは速やかに郵送させていただきますので、差し替えをお願いしたいと思います。内容的にはその2行を付け加えて判断いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

新聞のコピーの写しを本日付けで提出させていただきましたが、これをまずご覧いただきたいと思います。朝日新聞の3月12日朝刊と書いたもので、これは本年の3月12日、ちょっと年度が入っていないくて申し訳ございません。これは東京都千代田区議会の政務調査費、現在の政務活動費について、東京地方裁判所で返還命令が判決として下ったという報道であります。これにつきまして、千代田区議会並びに区長を管轄する総務課に確認をいたしました。本件については、自民党会派、ネットワーク会派に不正があったということで、市民団体が告発を行いました。これについて千代田区に聞きましたら、千代田区では1人当たり毎月15万円の政務活動費が支給されていると。これもやはり神奈川県と同じように会派ごとに支給していると。私が関心ありますのは、もし会派で赤字が年度内であった場合、不正が明らかになったものについては、返還を求めるということは規定ではどうなっているのでしょうかということを確認いたしました。それについては、不正が明らかであれば返すということをお区長から命令するということはあるという判断でした。なおかつ、今回の判決についてですけれども、判決文はまだ入手しておりませんが、本日総務課に確認いたしましたら、千代田区の話では、判決の内容は、会派の中で赤字であっても、不正があったものは返還しなさいという内容の判決であったと聞いております。ということで本件とも関わりがありますので、この新聞の写しを提出させていただきました。

もう一つの新聞の写し、朝日新聞の1月26日付けの夕刊の写しがあります。110議会のうち31議会で不適正な政務活動費があったという報道でありますけれども、これにつきましては、今横浜地方裁判所で行われている行政訴訟の中で、私の方で先日準備書面を提出いたしました。お手元に本日付けで提出いたしました準備書面をご覧いただきたいんですが、準備書面(3)です。これは、この報道されている中で、神戸市議会並びに東大阪市議会に私の方で連絡をとりまして確認をさせていただきました。これにつきましても非常に似たような事実なんですけれども、架空領収書が存在し、それについて不正があったということで、神戸市議会に関しては、やはり会派について赤字であっても不正があればその分は返してもらうという決まりになっているということでありました。ということで、これは既に返還されているということをお神戸市から聞きました。それから東大阪市についても同じように、やはり不正があったわけです。これも今回の神奈川県と非常に似ているんですけれども、自民党市議団に対して広報誌を印刷したと偽って不正に政務活動費を詐取したという事例であります。これに関しても、会派の中で赤字であっても不正が明らかであればその分を返してもらうという決まりである。ということで、これは裁判所に提出したんですが、神戸市議会並びに東大阪市議会では、会派にやはり支給しておりますけれども、会派全体で赤字であっても、不正があった分は返せという命令を下しているということをお伺いしました。

本件の監査請求した内容でありますけれども、前回、平成27年12月3日付けで監査委員の皆様から結果の通知をいただきました。それに基づき今回出

したということでありまして、その事情聴取をした中で、中村事務所の事務員の証言で、「領収書については私が書きました」というふうに述べております。それから、ホームページを作成した会社の代表に関しては、「この領収書については、私は書いていない」と。「少なくとも平成 22 年の 9 月 30 日までは私は仕事をしていたので、そこで領収書を出していたけれども、それ以降に関しては全く知らない」というふうに述べております。本件監査請求したのは、この平成 22 年 9 月 30 日以降のものであります。10 月からの領収書について、写しを添えて監査請求をさせていただいた次第であります。前回の監査結果の中で、このホームページを作成したという会社の代表が「私は平成 22 年 9 月 30 日までは領収書を出していて、それ以降は一切預かり知らない」と述べておりますので、それについて偽造が明らかでありますので、返還命令をするよう監査委員から判断を下していただきたいという趣旨で請求をした次第であります。

なお、石井印刷の印刷代に関しては、自分のお金として印刷代は受け取ったけれども、会社の書類には一切記載がないというふうに述べております。これは、皆様の監査の中で証言をしております。ということで、これについては、非常に偽造の疑いが高いというふうに判断した次第であります。私の方では鎌倉市の何百人にも上る人たちに話を聞いたんですが、誰一人としてこの「県政レポート」を見た人がいないということでありまして、印刷はされていなかったというふうに考える次第であります。なおかつ、会社に入金しないで個人のお金として入れたということは、極めて不正の疑いが高いので、この件に関して是非調査をお願いしたい。

なお、先般行われました鎌倉市議会の中で、議員がこの件に関して質問をしまして、石井印刷の個人のお金にしている件に関しては、きちんと税務申告がされているのでしょうかという質問に対して、市税の担当の職員が、この件に関しては監査もされており、しかも告発もされており、重大な関心がある。税務調査の対象として、きちんと申告についての調査を行いたいと。申告はないというようなニュアンスのことを述べております。ということで、このお金に関しては個人の収入として入金され、しかもそれが申告されていない疑いが極めて高いということが議会の本会議でもそのような記録が残されておりますので、是非監査委員の皆様方のさらにメスを入れていただきたいと思う次第であります。

今回は既に過去に監査の中で結果の出ている問題についての、ただ年度が違うということで、出した次第でありますので、その意味では、非常に判断は過去の事例に照らしてしていただけるものではないかと考えております。前回の先ほど述べた 27 年 12 月 3 日付けの監査結果の報告書の中では、ホームページ作成費に関しては、「領収書は事実に基づくものとは認められない」と監査委員の皆様方の最後の結論が出ております。「県政レポート」については、「事実の有無を客観的に判断できる材料は得られなかった」という判断でありますけれども、しかし、極めて不正の臭いが強いというような判断の内容になって

おります。残念ながら結果としては、会派全体が赤字であるので返還の義務は発生しないという結論になっておりますが、今回私がここで陳述した趣旨は、千代田区並びに神戸市、東大阪市では、不正があったものは会派が赤字であっても返還をするようにという判断が出ている。なおかつ、裁判所の判断も千代田区に関しては、区長は命令を下しなさいという判断がつい先日出ておりますので、是非監査委員の皆様におかれましては、思い切った判断をしていただきたい。

今回の事例は、元議長経験者であり、県議会の重鎮であります。しかし、関係者の証言で極めて不正の疑いが高い領収書がいくつも提出されてきたという、この5年間の事案が極めて悪質だというように私は考えています。私は納税者の一人として、県税がこのような形で不正に使われたということは許し難いものがあると考えている次第であります。会派が赤字であっても、不正が明らかであるものは返す必要がある。

さらにもう1点だけ付け加えさせていただきますと、自民党会派に関しては、12月3日付けの監査結果に基づき、収支報告書の訂正を行っております。これは監査の請求書の中に添付いたしました。少なくとも過去5年間のホームページ作成費については、全て削除した訂正収支報告書を出しております。ということはホームページ作成費については、自民党会派でも不正を認めたということに等しいと思います。ただしこれに関しては、未だに返還されておられません。45万9千円に関しては、返還したと聞いております。これは12月3日付けで監査の結果が出た分であります。しかし、その前の4年少しに渡る分に関しては、全くまだ返還されておられません。収支報告書で訂正がなされ、しかも偽造されたという領収書は全てそれを削除したということを知っております。ということは、会派の中でも不正を認めたに等しいというふうに考えております。未だに返還されていないということは極めて由々しきことでもありますので、是非監査委員の皆様方の判断をお願いしたいということでもあります。ということで、本件に関しては、非常に明白な事実がいくつも出ておりますので、判断するには非常にやりやすい事例ではないかというふうに判断している次第ではありますが、是非適正な監査を行っていただければと思う次第であります。私からの陳述は以上であります。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

証拠として提出された資料4の準備書面(3)の記述について、神戸市議会総務課から「不正があればその分を返してもらおうという決まりです」と説明されたところがあるが、どういうニュアンスで「決まりです」と言ったと認識しているのかとの監査委員の確認に対し、「多分内規で、そのようなことがあるのではないかというニュアンスで伺っております。要するに不正があったものは、赤字とかいうことに関係なく返還してもらおうというのが、条例の附則か何かが存在する

のではないかと思います。」

説明を受けて得た心証かとの監査委員の確認に対し、「はい、そうです。千代田区に関しては、そういったものがないので、多分今回裁判所が判決の中で返還命令を区長に出しなさいというふうになったんだと思います。千代田区は会派で赤字であっても返す必要があるのではないかというニュアンスのことは言われましたけれども、しかし多分規定ではなかったんじゃないかと。ですから裁判所に市民団体が請求をして、裁判官が返還命令を下すように区長に命じたという判断だったんだと思います。」

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務調査費等の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成28年3月18日(金)に横浜合同庁舎第一監査室において、職員調査を実施した。

なお、議会局経理課職員は、議長から議会書記に任じられているとともに、知事から神奈川県職員に任じられている。

議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 政務調査費等の書類審査について

政務調査費について、会派から議長に提出された政務調査費収支報告書及び領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)(写)に対する審査は、「政務調査費事務処理の手引き(改正版)」に定められた「政務調査費の基本的な考え方」や「政務調査費の充実にあたっての運用指針」を判断基準としている。

また、政務活動費については平成25年3月に策定された「政務活動費の手引き」に定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準としている。

さらに、議長から知事に送付された政務調査費収支報告書(写)又は政務活動費収支報告書(写)及び証拠書類等(写)に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定(昭和45年規則第41号)に準じて行っている。

これらの審査に当たっては、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、証拠書類等(写)に明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

また、既に提出された政務調査費等の収支報告書の内容に変更があった場合は、会派は議長に対し同報告書を改めて提出している。

(2) 本件監査請求に関する見解について

今回、請求人が違法又は不当に詐取されたと主張する本件支出のうち、ホームページ開設、維持に関するもの(平成22年10月30日から平成25年2月25日までのスパライズ株式会社名の領収書が貼付された政務調査費支出伝票の写し及び平成25年3月25日から平成26年3月25日までのスパライズ株式会社名の領収書が貼付された政務活動費支出伝票の写し)については、自由民主党

神奈川県議会議員団（以下「自民党県議団」という。）が支出の対象から除外した収支報告書を、平成 27 年 12 月 21 日に提出したため、当該支出に係る政務調査費等の支出伝票は存在しない。

また、同じく請求人が違法又は不当に詐取されたと主張する事実証明書のうち、「県政レポート」の印刷に関するもの（平成 22 年 6 月 30 日から平成 23 年 4 月 20 日までの石井印刷株式会社名の領収証が貼付された政務調査費支出伝票の写し）を改めて確認したところ、問題はなかった。本件においては、証拠書類等（写）から請求人の主張する事実を確認することは困難であり、議長に提出された証拠書類等（写）も適正であることから、政務調査費等の交付先である自民党県議団に対して返還を求めることはできない。

4 関係人調査の実施

本件監査請求の趣旨は、請求人によるこれまでの 3 件（このうち 2 件を併合し、監査は 2 回実施。）の住民監査請求と同旨である。そこで、これまでの住民監査請求による監査を踏まえて、法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

(1) 自民党県議団

本件監査請求に関し、本件政務調査費等の交付先である自民党県議団に対し、平成 28 年 3 月 18 日（金）に聞き取りによる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類（政務調査費等の支出伝票、「県政レポート」、領収書、会計帳簿）の原本の確認を行った。

自民党県議団の説明の要旨は、次のとおりであった。

政務調査費等の交付等については次のとおりである。

ア 自民党県議団に所属する議員への交付の時期

自民党県議団が交付を受けた政務調査費等については、毎月一定額を各議員に直接現金で交付する。

イ 各議員からの支出の報告

四半期毎に提出期限を定めて、手引きに基づく政務調査費等の支出伝票及び支出を証する証拠書類等並びに政務調査費等の出納簿の提出を求めている。

ウ 政務調査費等の経理責任者及び政務調査費等の監査責任者の業務内容

政務調査費等の経理責任者及び政務調査費等の監査責任者は、慣例及び条例に基づき次のような業務を行っている。

(ア) 政務調査費等の経理責任者

各議員から提出された政務調査費等の支出伝票及び政務調査費等の出納簿をとりまとめ、会派としての政務調査費等の収支報告書及び会計帳簿を作成する。

なお、会計帳簿の作成に当たっては、各議員から報告された個々の支出が条例や手引きに反していないか、必要な書類が添付されているかを確認し、

日付順、経費区分毎に整理し作成する。(議員毎には整理していない。)

(1) 政務調査費等の監査責任者

各議員から提出された政務調査費等の支出伝票及び政務調査費等の出納簿の内容を四半期毎に監査する。必要に応じて政務調査費等の経理責任者へ問い合わせを行い、支出が適正であるかを監査する。なお、ホームページについては、実際のホームページの存在を確認している。

エ 報告の内容が不適格と判断された場合の取扱い

不適格と判断した政務調査費等の支出伝票及び証拠書類等を該当の議員に差し戻す。

平成 27 年 12 月 21 日付け政務調査費等の収支報告書の提出については、次の説明があった。

平成 27 年 12 月 4 日に公表された住民監査請求による監査(以下「前回監査」という。)の結果通知の「中村議員及び同議員事務所に対して領収書を発行したのは、平成 22 年 9 月 30 日の発行が最終であり、」というスパライズ株式会社代表取締役の記述(12 ページ 12 行目)を受けて、中村議員の平成 22 年 10 月分以降のホームページ開設維持経費について、政務調査費等の支出の対象から削除したものである。

(2) 中村議員

本件監査請求に関し、本件支出に係る領収書の宛名人であり、またホームページの開設者及び「県政レポート」の発行人である神奈川絆の会所属(平成 27 年 12 月 2 日に自民党県議団を離団。)の中村議員に対し、平成 28 年 3 月 22 日(火)に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果、中村議員の説明の要旨は次のとおりであった。

平成 22 年 6 月から平成 23 年 4 月までの 3 回の「県政レポート」の印刷については、これまでの住民監査請求の対象と同様に領収書以外の書類はない。

(3) 石井印刷株式会社

本件監査請求に関し、「県政レポート」印刷に係る本件支出の領収書の名義人である石井印刷株式会社に対し、平成 28 年 3 月 30 日(水)に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果は、次のとおりであった。

同社代表取締役から、「県政レポート」印刷に係る本件支出についても、これまでの住民監査請求による監査における説明(「県政レポート」は、口頭で注文を受け、印刷・納品した後、印刷代金は現金で受領し、同社名の領収書を中村議員事務所あてに発行したが、会社の売上げには計上せず、個人の収入としたため、納品書、請求書、領収書の控えなど、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書

類並びに個人の収入としたことを裏付ける書類は一切ない」)に変更はないとの説明があった。

しかし、収入を裏付ける書類は一切ないとの説明については変更があり、今回の住民監査請求の対象となった平成22年6月から平成23年4月までの「県政レポート」印刷代金について、会社の売上計上漏れとして法人税等の修正申告を行った資料の提示が平成28年4月20日(水)にあった。

第6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 政務調査費等の制度の概要

ア 政務調査費等の概要

(ア) 政務調査費

a 法の規定

平成23年当時の法第100条第14項の規定により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、交付額及び交付の方法は、条例で定めなければならないとされていた。

また、同条第15項の規定により、前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとされていた。

b 本県条例等の規定

神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例(平成13年条例第33号、改正平成20年条例第42号。以下「政務調査費条例」という。)第2条、第3条及び第9条並びに神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例施行規程(平成13年3月27日議会議長告示第1号、改正平成23年4月12日議会議長告示第2号)第5条の規定により、政務調査費(交付対象経費:調査研究費、資料作成費等)は、議会の会派(所属議員が1人である場合を含む。)ごとに、会派、議員、会派及び議員のいずれかに交付する方法があり、会派に交付する場合は、議員1人当たりの月額53万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額を交付していた。

また、政務調査費の経理を明確にし、適正な取扱いを期すため、平成20年3月に「政務調査費事務処理の手引き」が策定され、その後平成23年4月に改訂版が策定された。

なお、自民党県議団は、会派に交付する方法を採用していた。

c 政務調査費事務処理の手引き(改訂版)の規定

(a) 政務調査費の基本的な考え方

政務調査費の執行に当たっては、次の掲げる事項を原則として、会

派及び議員の責任において、適切に処理するものとされていた。

必要性、妥当性及び効率性の原則

透明性の原則

実費弁償の原則

(b) 政務調査費の充実に当たっての運用指針

政務調査費の支出に係る証拠書類等とすることができるものとして、領収書、レシート、銀行の振込金受取書、ATM利用明細書(控)、郵便局振込票兼領収書等が定められていた。

(c) 各経費別の運用指針

各経費別の具体的な事例や留意点が定められており、本件支出が該当する資料作成費については、具体的な経費として調査研究活動報告書、調査研究資料、政策要望書等の作成費が示されていて、1件につき5万円を超える資料作成費に政務調査費を充当する場合は、成果物を保存しておくものとされていた。

(1) 政務活動費

a 法の規定

議員活動の活性化を図るため、法第100条第14項及び第15項が改正(平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行)され、従来「議会の議員の調査研究」に限定されていた「政務調査費」の交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動」に拡大されるとともに、名称も「政務活動費」に改められた。

b 本県条例等の規定

上記aの法改正を受けて、政務調査費条例は、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(改正平成25年条例第42号。以下「政務活動費条例」という。)に改められ、平成25年3月1日の条例施行から従来の政務調査費に代わり新たに政務活動費として交付することとされた。

また、それに併せて、県議会議長が条例に基づく政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた「政務活動費の手引き」が策定された。

なお、政務活動費については、政務調査費の交付対象経費に新たに「要請陳情等活動費」が追加されたが、交付額及び交付の方法は上記(ア)bの政務調査費と同一である。

c 政務活動費の手引きの規定

上記(ア)cの政務調査費の考え方と同一である。

イ 政務調査費等の交付手続等

(ア) 政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付手続等は次のとおりである。

a 政務調査費の交付決定

議長から当該年度の政務調査費の交付を受ける会派及び議員が政務調査

費条例第5条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく通知を受けたとき、知事は同条例第6条第1項及び第2項の規定により速やかに当該年度の政務調査費の交付決定を行わなければならないとされていた。

また、同条例第6条第3項の規定により、知事は、政務調査費の交付決定を行ったときは、速やかに会派及び議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとされていた。

b 政務調査費の交付請求及び交付

政務調査費条例第8条の規定により、会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る政務調査費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務調査費を交付するとされていた。

c 政務調査費収支報告書等の提出

政務調査費条例第12条第1項の規定により、会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額等を記載した政務調査費収支報告書及び当該支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の5月15日までに議長に提出することとされていた。

また、既に提出した報告書の内容に修正すべき事由が生じた場合の取扱いについては、明定されたものはなく、所要の修正を行った報告書を改めて作成し、議長に提出し直す方法が採られていた。

d 政務調査費の返還

政務調査費条例第13条第1項の規定により、会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに返還しなければならないとされていた。

e 政務調査費の額の確定

当該年度の政務調査費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。

また、政務調査費条例第12条第3項の規定により議長から政務調査費収支報告書の写し及び証拠書類等の写しの送付を受けた知事は、法第221条第2項の規定により交付金を受けた者に対して、その状況を調査することができることを踏まえ、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務調査費の額の確定を行うとされていた。

(1) 政務活動費の交付手続等

上記(ア)の政務調査費の交付手続等と同一である。

ウ 政務調査費等の検証等

(ア) 政務調査費

a 政務調査費経理責任者、政務調査費監査責任者の設置等

政務調査費条例第10条第1項の規定により、会派に政務調査費を交付す

る方法を採用する会派は、政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である会派に係る政務調査費監査責任者については、この限りではないとされていた。

同条第2項の規定により、政務調査費監査責任者は、会派に交付する政務調査費の収入及び支出について監査を行わなければならないとされていた。

b 証拠書類等及び会計帳簿の整理

政務調査費条例第11条第1項の規定により、政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならないとされていた。

(1) 政務活動費

a 政務活動費経理責任者、政務活動費監査責任者の設置等

「政務調査費経理責任者」が「政務活動費経理責任者」、「政務調査費監査責任者」が「政務活動費監査責任者」にそれぞれ名称が変更され、根拠条例が改正された以外は、上記(ア) aの政務調査費の内容と同一である。

b 証拠書類等及び会計帳簿の整理

根拠条例が改正された以外は、上記(ア) bの政務調査費の内容と同一である。

(2) 本件支出に係る自民党県議団への政務調査費等の交付の状況

ア 平成22年度政務調査費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成22年 4月1日	平成22年4月16日 から 平成23年3月16日 まで (毎月原則16日)	242,210	平成23年 5月13日	平成23年 5月27日
平成22年 4月20日 1			平成24年 3月14日 2	
			平成27年 12月21日 2	

イ 平成23年度政務調査費(4月分 3)

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成23年 4月1日	平成23年4月18日	20,140	平成23年 6月29日	平成23年 7月6日
			平成24年 4月10日 2	

			平成 27 年 12 月 21 日 2	
--	--	--	---------------------------	--

ウ 平成23年度政務調査費（5月～3月分 3）

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成23年 5月1日	平成23年5月16日 から 平成24年3月16日 まで (毎月原則16日)	253,340	平成24年 5月15日	平成24年 5月24日
平成23年 11月25日 1			平成 25 年 3 月 21 日 2	
平成24年 1月18日 1			平成 27 年 12 月 21 日 2	

エ 平成24年度政務調査費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成24年 3月27日	平成24年4月16日 から 平成25年2月18日 まで (毎月原則16日)	243,800	平成25年 5月15日	平成25年 5月24日
平成24年 7月19日 1			平成 25 年 11 月 6 日 2	
平成24年 9月26日 1			平成 26 年 3 月 31 日 2	
			平成 27 年 12 月 21 日 2	

オ 平成24年度政務活動費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成25年 3月1日	平成25年 3月18日	22,260	平成25年 5月15日	平成25年 5月24日
			平成 25 年 11 月 6 日 2	
			平成 27 年 12 月 21 日 2	

カ 平成25年度政務活動費

交付決定日	交付日	交付総額	収支報告書	額の確定を
-------	-----	------	-------	-------

		(千円)	受理日	行った日
平成25年 4月1日	平成25年4月16日 から 平成26年3月17日 まで (毎月原則16日)	267,120	平成26年 5月15日	平成26年 5月23日
			平成27年 3月13日 2	
			平成27年 12月21日 2	

- 1 会派異動届提出により、交付対象議員数に変動があったことによるもの
- 2 収支報告書の修正が提出されたもの(交付額の変更なし)
- 3 平成23年度は神奈川県議会議員選挙のため、交付決定及び収支報告は4月分と5月以降分の2回に分けて行われている。

(3) 自民党県議団での手続

ア 各議員から会派への支出報告について

(ア) 報告の時期

自民党県議団では、四半期毎に提出期限を定めて、各議員に対し、支出伝票、出納簿及び支出に係る証拠書類の提出を求めている。

(イ) 本件支出の報告内容

本件支出に係る支出伝票及び出納簿を確認したところ、内容は次のとおりであり、資料作成費については、支出を証する書類として領収書が添付されており、成果物が保存されていた。

a 平成22年度政務調査費

経費区分	支出年月日	金額(円)	支出内容
資料作成費	平成22年6月30日	646,380	調査研究活動報告書作成費 (成果物) 「県政レポート」 平成22年6月20日発行
資料作成費	平成22年9月20日	595,350	調査研究活動報告書作成費 (成果物) 「県政レポート」 平成22年9月20日発行

資料作成費の成果物の仕様(2回とも)

B4版 1枚(両面刷り) 白地の紙

b 平成23年度政務調査費(4月分)

経費区分	支出年月日	金額(円)	支出内容
資料作成費	平成23年4月20日	212,625	調査研究活動報告書作成費 (成果物)

			「県政レポート」 平成 23 年 4 月 20 日発行
--	--	--	--------------------------------

資料作成費の成果物の仕様

B4版 1枚(両面刷り) 青地の紙

イ 本件支出の収支報告に対する自民党県議団の対応について

自民党県議団では、政務調査費として平成 22 年 4 月から平成 25 年 2 月までの 2 年 11 箇月分、政務活動費として平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月までの 1 年 1 箇月分について修正するため、平成 27 年 12 月 21 日に改めて政務調査費等の収支報告書の提出を行っており、第 5 の 1 (監査対象事項) に示した 45 件の支出のうち、「県政レポート」印刷代に係る 3 件は政務調査費の対象となっていたが、ホームページ開設維持経費は政務調査費等の対象となっていなかった。

ウ 政務調査費等の収支報告

自民党県議団団長が議長に報告した政務調査費等の収支額(修正後)は次のとおりであり、支出合計額が収入合計額を上回っていた。

(ア) 平成 22 年度政務調査費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
263,494,498 円	242,210,286 円	21,284,212 円	0 円

(イ) 平成 23 年度政務調査費(4 月分)

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
21,768,851 円	20,140,000 円	1,628,851 円	0 円

(ロ) 平成 23 年度政務調査費(5 月～3 月分)

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
265,190,163 円	253,340,234 円	11,849,929 円	0 円

(ハ) 平成 24 年度政務調査費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
258,475,333 円	243,800,409 円	14,674,924 円	0 円

(ニ) 平成 24 年度政務活動費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
25,587,729 円	22,260,000 円	3,327,729 円	0 円

(ホ) 平成 25 年度政務活動費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
275,115,553 円	267,120,318 円	7,995,235 円	0 円

(4) 議会局による書類審査

政務調査費等について、会派から議長に提出された政務調査費等の収支報告書及び証拠書類等(写)に対する審査は、手引きに定められた「政務調査費(政務

活動費)の基本的な考え方」や「政務調査費(政務活動費)の充実に当たっての運用指針」を判断基準としている。

さらに、議長から知事に送付された政務調査費等の収支報告書(写)及び証拠書類等(写)に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に準じて行っており、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認している。

本件請求人が違法又は不当に詐取されたとする主張の根拠として添付している事実証明書のうち、平成22年6月30日から平成23年4月20日までの石井印刷株式会社名の領収証が貼付された政務調査費支出伝票の写しについては、改めて確認したところ問題はなかったとの説明があり、職員調査においても支出伝票を確認したところ、手引きで定める支出を証する書類は添付されていた。

(5) 「県政レポート」印刷代

中村議員への関係人調査の結果、これまでの住民監査請求による監査における説明と変わりがないとの説明があった。

石井印刷株式会社への関係人調査の結果、同社代表取締役からこれまでの住民監査請求による監査における説明と変わりがないとの説明があったが、その後、当該代金を会社の売上計上漏れとして法人税等の修正申告を行った資料の提示があった。

2 判断の理由

請求人は、ホームページ開設維持経費の領収書について、スパライズ株式会社の代表取締役が平成22年10月から平成26年3月までの間、中村議員事務所の仕事を一切手伝っていないにも関わらず、ホームページ開設維持を同社代表取締役が行っていたとする実態のない偽造された領収書であり、また「県政レポート」印刷に係る平成22年6月から平成23年4月までの領収書についても、作成・配布の実態がないにも関わらず作成したとする架空の領収書であると主張する。

そして、中村議員がこれらの費用に政務調査費等を充当したとするのは、政務調査費等を詐取したものであるため、議会局経理課長に対して返還請求の措置をとることを求めると主張する。

よって、本件監査請求の趣旨は、議会局経理課長が返還請求権を行使していないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるとして、議会局経理課長が中村議員に対して返還を請求する措置を求めているものと認められる。

そこで、ホームページ開設維持及び「県政レポート」印刷のための支出が政務調査費等の対象となっており、実際に支出が行われたか否かを確認するために、自民党県議団、中村議員及び石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行った。

(1) ホームページ開設維持経費

ホームページ開設維持経費については、自民党県議団は前回監査結果通知の公

表を受け、平成 22 年 10 月以降のホームページ開設維持経費を政務調査費等の支出対象から削除、修正した政務調査費等の収支報告書を平成 27 年 12 月 21 日に議長に提出しており、本件住民監査請求時点においては、監査の対象となる財務会計行為は存在していない。

(2) 「県政レポート」印刷代

「県政レポート」の印刷代については、石井印刷株式会社代表取締役から、印刷代金を受け取って領収書を作成しており、会社の売上げに計上していなかった当該代金については、会社の売上計上漏れとして法人税等の修正申告を行った旨の説明が、資料の提示とともにあった。

したがって、「県政レポート」印刷に係る支出を否定する事実は確認できないことから、当該支出にかかる返還請求権の存在は認められないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

なお、前記 1(3)ウのとおり、政務調査費の交付先である自民党県議団が議長あてに報告した平成 22 年度及び平成 23 年 4 月分の政務調査費の収支報告書によれば、「県政レポート」印刷に係る支出を含む支出合計額は収入合計額を上回っており、仮に「県政レポート」の印刷代金を政務調査費の対象外として整理したとしてもなお上回ることから、県に対する返還額は発生しない。

3 結論

以上のことから、「県政レポート」印刷代の返還請求を求めることについて、返還請求権の存在は認められないため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。

なお、ホームページ作成維持経費の返還請求を求めることについては、前述のとおり、本件監査請求時点において、対象となる財務会計行為は存在していないため、却下する。